

# 「スローシティ前橋・赤城」地域内の 地域づくりやツーリズムの取り組みに補助します

スローシティ前橋・赤城地域では、地域固有の文化や伝統を大切に、多様性や寛容性を尊重した誰もが精神的に豊かで質の高い暮らしを送ることを目指す、スローシティの理念に沿った「スローシティ地域づくり」を進めるとともに、地域と協働し、地域資源を生かした取り組みにより交流人口の拡大を図る「赤城山ツーリズム」を推進しています。

スローシティ地域づくりや赤城山ツーリズムの推進を目的とし、民間事業者・団体等から当該目的の達成に寄与する取り組みや事業を募集し、補助をすることで、当該地域の魅力創造やシビックプライドの醸成並びに地域の持続的な発展に向けた自主的・主体的な取り組みを支援します。

## 対象者

- 規約及び役員名簿を有する団体(法人・任意団体)
- 前橋市内に活動拠点を有し、主に市内で活動している
- 代表者が明らかで会計処理が適切に行われている
- 市税を滞納していない
- 暴力団排除条例を遵守している

## 対象事業

- スローシティ前橋・赤城地域内で実施される事業  
(芳賀、大胡、宮城、粕川、富士見地区内)
- 収益事業化されていない
- 特定の個人や団体のみが利益を受けず、地域に事業効果が波及される
- 国、県、市から補助金を受けていない  
(受ける予定がない)
- 法令を遵守している、公序良俗に反していない

### 【赤城山ツーリズムのみ】

- 次年度以降自主財源による実施を目指す又は事業の発展性が見込める

【注意】市職員がイベント等の実行委員会事務局を担っている又はスタッフとして参画している場合は対象外

## 対象経費

- 会場使用料(賃料)
- 交通費
- 通信運搬費
- 広報費
- 印刷製本費
- 借料(使用料)
- 消耗品費
- 外注費
- 委託費
- 謝金・報酬
- 保険料

【注意】初期投資に係る経費や施設維持管理費は対象外  
課税事業者の場合の消費税相当額は対象外

## 補助金額

- 上限額200万円、下限額20万円
- ※千円未満の端数切捨て

## 補助率

### ①スローシティ地域づくり 補助率1/2

【以下の項目の3つ以上に該当するか】

- 自然環境の保護や生物多様性の保全に関する事業
- 環境に優しい移動手段への転換を促す事業
- 特産品や文化財等の地域資源を利活用することで、その価値を高め、地域の誇りの醸成につながる事業
- 教育機関との連携などにより、子どもたちの地域への愛着を高める事業
- スローシティの意義や目的を周知し、スローシティの普及に寄与する事業

### ②赤城山ツーリズム 補助率1/2

【以下の項目の3つ以上に該当するか】

- イベント・まつり等で観光誘客が300人以上見込める事業
- 当該地域資源の保全を図りつつ活用するとともに、新たな魅力の発掘に繋がる事業
- 市外県外に広く広報宣伝ができ、かつ交流人口の増加につながる事業
- 市内宿泊者数の増加など観光消費額増に繋がる事業
- 環境、経済、社会文化的なバランスを図り長期的に持続可能な事業(グリーンツーリズム・エコツーリズム・農泊等)

### ③①・②の両方 補助率3/4

【以下の項目すべてに該当するか】

- ①「スローシティ地域づくり」の項目3つ以上に該当
- ②「赤城山ツーリズム」の項目3つ以上に該当

前橋市ホームページでも  
ご覧いただけます。



内容	割合
① スローシティ地域づくり	2分の1以内
② 赤城山ツーリズム	2分の1以内
③ ①、②の両方	4分の3以内

補助金の交付を受けようとする場合は、事業開始前に事前相談の上、交付申請書を提出してください。

なお、事業完了後30日以内または令和5年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

※補助金交付に関する標準的な流れは以下のとおりですが、事業の遂行上必要があるときは、概算払による補助金の交付を請求することができます。

○標準的な流れ

申請者  
① 事前相談



申請者  
② 交付申請書の提出



審査・交付決定

申請者  
③ 事業実施



申請者  
④ 実績報告書の提出



審査・確定通知

申請者  
⑤ 請求書の提出



補助金の支払い

交付申請時の提出書類

- 交付申請書(様式第1号)
- 事業計画書                       収支予算書
- 規約・会則                       役員名簿
- 消費税等課税区分届出書(様式第10号)
- 市税に未納がないことの証明書
- その他参考となる書類

※概算払を希望する場合、この他に、概算払請求書(様式第8号)、理由書(収支状況書等)の提出が必要となります。

実績報告時の提出書類

- 実績報告書(様式第5号)
- 事業報告書
- 収支決算書
- 領収書・振込書等支払いを証明する書類(写し)
- チラシなどの成果物
- 事業実施状況が分かる写真

ダウンロード

申請書は前橋市ホームページから入手できます。

掲載場所は、  
ホーム>申請書ダウンロード  
>文化スポーツ観光部-観光政策課

右のQRコードからも  
アクセスできます



申請・問い合わせ先

〒371-8601  
前橋市大手町二丁目12番1号  
前橋市 文化スポーツ観光部 観光政策課 スローシティ推進係  
電話：027-257-0675  
メール：kanko@city.maebashi.gunma.jp

注意事項

- 予算額に達した時点で受付は締切ります。
- 交付決定前の事業実施は認められません。  
交付決定前の支出は補助の対象になりません。
- 以下の場合、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。
  - ・偽りその他不正手段により交付決定又は交付を受けた
  - ・補助金を他の用途に使用した
  - ・交付要項や交付決定の内容に違反した
- 補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。
- 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿や図面等の書類を常備し、事業完了年次の翌年度から5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。